

答 申 第 1 号  
平成 17 年 5 月 31 日

北広島市教育委員会  
教育長 白崎 三千年 様

北広島市個人情報保護審議会  
会 長 石田 馨



北広島市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 8 号、第 8 条第 6 号に  
基づく諮問について(答申)

平成 17 年 2 月 9 日付け広教青第 75 号をもって諮問のありました下記の件に  
ついて、別紙のとおり答申します。

記

「北広島市教育委員会と札幌方面厚別警察署との連携に関する協定書」に基づ  
く個人情報の収集及び外部提供について

諮問第 1 号

答 申

北広島市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 8 号に規定する本人収集の原則及び同条例第 8 条第 6 号に規定する目的外利用等の禁止の各例外としては認めないこととしたので答申します。

記

この協定書の警察と学校との相互連絡制度が目的とする児童・生徒の健全育成の推進については、現行の法令や制度上の児童・生徒、保護者、教師、教育委員会の連携、警察、児童相談所との相談、青少年健全育成連絡協議会と教育委員会との連携などにより十分に対応することが可能であると考えます。

この協定書に記載されている個人情報の収集、目的外利用等は、本来保護すべき児童・生徒の個人情報の保護を曖昧なものとし、かつ、拡散する可能性があり、むしろ教育に一番必要な、子ども、教師、保護者間の信頼関係を損ない将来に渡り本人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものと考えます。

以上のおりですから、北広島市個人情報保護条例は個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益を保護することを目的としており、条例の定める個人情報の本人収集の原則、目的外利用等の禁止の例外事項としてこの協定書を締結する公益性は認められないと判断します。